

被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ

平成25年12月13日
(平成26年5月13日 一部更新)

～被災者に対する健康・生活支援についての課題と対応～

被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォースのもと、被災地から寄せられる要望等を踏まえ、被災者に対する健康・生活支援に関する既存施策の実施状況の点検と検討を行い、今般取りまとめた。現在の取組を引き続き着実に進めるとともに、平成26年度の新たな措置について検討を進める。具体的な内容は以下のとおり。

I 仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援

主要な課題等

①仮設住宅等への見守り、心のケア、健康支援の継続及び変化にあわせた柔軟な対応が可能な予算が必要。

②疾病予防の実務担当である保健師不足への対応。

③多様化する被災者の問題や悩みへの対応。
(仮設住宅に残された人の取り残され感への対応、健康・介護の観点で重い人への支援、支援する側の心のケアや体制の強化等)

④災害公営住宅等への円滑な移行(人間関係や生活環境の変化への対応、新たな見守り体制づくり等)のための取組。

主要な対応する施策／運用面の対応

・被災地健康支援事業【厚生労働省】

被災地における保健師確保を支援するとともに、保健師による巡回保健指導などの各種健康支援活動を行うなど、各地域の健康課題に沿った対応を行っている。(①、②、③)

一避難の長期化に伴った健康状態の悪化を防ぐ継続的な保健活動を維持するため、保健師による巡回保健指導などの各種健康支援活動やそれらを担う専門人材の確保など、被災自治体における健康支援活動が引き続き円滑に行えるよう、「被災地健康支援事業」の基金の積増し及び実施期限の延長について平成26年度予算で計上。【厚生労働省】(①、②、③)

・福島県(被災自治体)の保健師募集について、全国の自治体に対してメールにより周知している。また、保健師の教育機関協議会ホームページや保健師を対象とした専門誌に募集広告を掲載されるよう関係機関に働きかけを行っている。
【厚生労働省】(②)

・地域支え合い体制づくり事業【厚生労働省】

被災者の生活支援を目的として、被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合的な機能を有する「サポート拠点」の運営等を推進している。被災県、市町村、運営事業者との間で事業内容の調整などを行い、地域固有の実情に応じて柔軟なサービス提供ができるよう支援を行っている。(①)

・復興支援員【総務省】

コミュニティの再構築を図るため、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等を行う「復興支援員」を配置する地方公共団体を支援している。

- 一「復興支援員」の配置により、被災者の見守りや地域おこし活動等を支援している。(①、④)
- 一地方公共団体による支援員のスキルアップ等を目的とした活動報告会が行われている。(③)

・「復興支援員」制度の普及促進や有効活用のため、取組事例集を総務省のホームページに掲載している。【総務省】(①、③、④)

・東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査研究【厚生労働省】

被災者の心身の負担等による健康影響を調査している。

－調査結果を踏まえ、必要に応じ、保健指導、医療機関等の紹介を行っている。(①)

・地域コミュニティ復興支援事業【厚生労働省】

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、ニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供、見守り等の支援体制の構築等を一体的に実施し、地域コミュニティの復興支援を図っている。

－民生委員、児童委員や社会福祉協議会による見守りに加え、様々な民間事業者等と連携し、きめ細やかに支援している。公民館や空き店舗等を活用した交流の場を提供している。(①、④)

－幅広い福祉的相談に対応可能な社会福祉士、精神保健福祉士等の相談専門員の配置が可能である。(③)

・コミュニティ復活交付金【復興庁】

長期避難を余儀なくされる福島復興公営住宅の整備を中心とした受入自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施している(福島再生加速化交付金に統合予定)。(④)

・コミュニティ研究会【復興庁】

福島における長期避難者の将来的な帰還に向けて、避難者の良好なコミュニティ確保に努めていくため、国、福島県、避難元市町村及び受入市町村が、有識者等の意見を聴取しながら、ハード・ソフト両面にわたって検討を実施している。(④)

⑤アルコール依存の問題への対応。

・被災者の心のケア支援事業【厚生労働省】

被災3県に心のケアセンターを設置し、心のケアに関する訪問・来所相談等の相談対応、市町村の保健師等に対する後方支援などを実施している。

各関係機関が地域の実情に合わせた対応が取れるよう、地域の医療機関・保健福祉関係機関・民間団体等との連絡調整会議を実施。意見交換や情報共有を行っている。

－被災者に対しては、心のケアセンターが行う専門家による訪問支援等が行われている。支援者に対しては、教育機関、医療機関、行政関係職員等に対して相談支援が行われている。(①、③、④)

－心のケアセンターが行う専門家による訪問支援等で対応し、必要に応じて医療機関や自助グループにつなげられている。(⑤)

・(独)国立精神・神経医療研究センターにおいて、大規模災害発生時のPTSD等の精神疾患に対応できる専門人材養成のための研修を実施。(①、③)

・寄り添い型相談支援事業【厚生労働省】

被災地での生きにくさや暮らしにくさを抱える人が何時何処でも相談でき、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、悩みを傾聴し、支援機関の紹介や必要に応じた同行支援等を実施して、具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

－被災地専用回線を設置し、接続率の改善が図られている。(③)

⑥震災のストレスによるDVや家庭環境悪化の防止。

・東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業【内閣府】

長引く避難生活や生活不安などにより女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念されることから、電話及び面接により相談を受け付けるとともに、仮設住宅等を訪問するなどの直接相談を実施している。また、実地指導・研修等やグループワーク等の実施を支援している。

(⑥)

⑦高齢者、子ども、障害者に対して区別なく支援する多機能事業所が必要。

・被災者の孤立防止と心のケアに関する関係省庁連絡会議【復興庁】
被災者の孤立防止、心のケアを進める方策について、省庁横断的に情報共有している。

・共生型福祉施設【厚生労働省】
現行制度の活用により、高齢者、障害者及び子どもがともに利用でき、身近な場所で通所、泊まり、子育て支援等を包括的に提供する施設等の設置が可能である。
－現行制度の活用により共生型福祉施設を設置・運営する方法を周知している。
(⑦)

⑧仮設住宅の1年毎更新への不安の解消。

・応急仮設住宅の供与【内閣府】
災害救助法に基づき応急仮設住宅の供与を実施している。
－地域における恒久住宅の整備状況等の実情を踏まえ、自治体の判断で供与期間の延長が可能な旨周知している。(⑧)

【その他】

・「新しい東北」先導モデル事業【復興庁】

幅広い担い手(企業、大学、NPO等)による先導的な取組を加速するため、モデル事業を選定して支援している。

－平成25年度は以下のような取組を支援している。

- ・24時間対応の多職種連携システム(医療・看護・介護等)の構築に向けた取組(①)
- ・高齢者等を対象とした農園を設置し、農作業への参加を通じて、孤立防止、生きがい満足度の向上、健康増進を図る取組(①)
- ・高齢者やシングルファミリーの孤立防止等の役割を共助的に担う「コミュニティ・サポートセンター」の試行的な運用を行う取組(①)
- ・高齢者、障害者、児童を含め、地域住民全体を対象とする「共生型支え合い拠点」の設立を促進するための取組(⑦)

－「新しい東北」先導モデル事業に関し、平成26年度も引き続き実施する。また、モデル事業の実施状況を踏まえつつ、先導的な取組の横展開に向けた方策について、関係省庁の協力を得ながら検討する。【復興庁】

・東北メディカル・メガバンク計画【文部科学省】

被災地の住民を対象として健康調査を実施し、住民の健康管理に貢献するとともに、協力者の生体試料、健康情報等を収集してバイオバンクを構築し、ゲノム情報等と併せて解析することにより、個別化医療等の基盤の形成を図っている。避難生活の長期化等に適切に対応するため、対象地域の自治体担当者等とも調整し、被災地において増加が懸念される疾患を中心として、調査研究を実施している。

・東北地域医療情報連携基盤構築事業【総務省】

医療提供体制に大きな被害を負った医療圏において、医療機関等が保有する被災者等の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤の構築を支援している。

－避難生活の長期化に伴い、避難先及び帰郷後において連続した医療・福祉サービスの提供という課題に対し、医療圏を超えて連携できるよう、事業を推進している。

Ⅱ 子どもに対する支援の強化

主要な課題等

- ①狭い仮設住宅における運動不足や、安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応するため、子どもの遊び場が必要。
- ②仮設住宅等で暮らす子どもが安心して過ごせる居場所づくりが必要。
- ③震災の影響により心身のケアが必要となっている子どもを支える体制が必要。
- ④避難生活に伴い生じている子どもの学習のプランクへの対応が必要。学習塾をはじめとした学習支援、学ぶ環境の整備が支援。
- ⑤仮設住宅等から公営住宅等への移行に際し、子どもが移転先の子どもたちと馴染めるのが懸念される。こうした不安の相談にきめ細かく応じる取組を支援する施策が必要。

主要な対応する施策／運用面の対応

・安心子ども基金【厚生労働省】

基金を財源に子どもを安心して育てることができる体制の整備を行う。平成25年度まで被災地においては、子どもの心のケア、遊び場の確保(遊具の設置、イベント開催など)、保育料等の減免等を支援。
(①、③、⑤、⑧)

一様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を強化するため、対応する施策を平成26年度予算で計上。【厚生労働省】(①、②、③、⑦)

- ・子どもの心のケアについて、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大(③)
- ・仮設住宅に住んでいる子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに関する事業を創設(②)
- ・遊具の設置、子育てイベントの開催について、対象範囲を福島県から被災3県に拡大(①)
- ・子育て世帯に対して心身の健康に関する相談・支援を行う新たな訪問事業を創設(⑦)

・平成25年度まで安心子ども基金で、福島県を対象とした、児童館や体育館等への大型遊具等の設置、移動式的大型遊具を活用した子育てイベントの開催、保育所等への遊びの指導者の派遣などを支援しており、ペップキッズこおりやま、相馬市中央児童センター等、平成26年3月末現在において58箇所の遊び場を開設。【厚生労働省】

・子ども元気復活交付金【復興庁】

原発事故の影響により減少した子どもの運動機会を確保するため、福島において遊具の更新や運動施設の整備等を行う。ハード整備に併せて、ソフト事業(プレイリーダーの養成等)の実施も支援している(福島再生加速化交付金に統合予定)。(①)

・国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプ【文部科学省】

(独)国立青少年教育振興機構において、子どもたちの心身の健全育成やリフレッシュのため、国立青少年教育施設で自然体験活動等ができる機会を提供している。(①、③)

一福島県内の子どもを対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子どもたちとの交流活動を支援する「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」を平成26年度から実施。【文部科学省】(①、③)

・寄り添い型相談支援事業【厚生労働省】 <再掲>

被災地での生きにくさや暮らしにくさを抱える人が何時何処でも相談でき、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、悩みを傾聴し、支援機関の紹介や必要に応じた同行支援等を実施している。また、被災地においては自殺に関する悩みを抱える方が多くいるため、同行支援の際に保健師を同行させるなど支援の強化が行われている。(5)

ー親の子に対する将来への不安、家庭環境の悪化、ひとり親の悩みなど家庭環境に関する様々な問題に関する相談にも対応している。(4、7、8)

・学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業【文部科学省】

学校・公民館等を活用し、被災した子どもたちの放課後等における学習支援や地域住民の学習・交流活動の促進を図ること等を通じ、被災地の地域コミュニティの再生を支援している。(1、2、4、5)

⑥「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」等において、同じ担当者に継続して相談に乗ってもらう仕組みが必要。

・緊急スクールカウンセラー等派遣事業【文部科学省】

被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図るため、学校等へスクールカウンセラー等を派遣している。

ー継続性に関しては、同一のカウンセラーによる継続的なケアが行われるよう改善が図られている。(6)

⑦震災のストレスによる家庭環境の悪化防止策が必要。

・心のケア対策推進事業【文部科学省】

教職員を対象とする研修会の実施等を通じて、学校における心のケアに対する対応の充実を図っている。(3)

⑧ひとり親家庭に対する支援が必要。

・被災地の子どもたちの発育状況等に関する調査研究【厚生労働省】

子どもの健康状況について長期的な調査・分析を行い、心身の健全な発達のために必要な支援を検討・実施するとともに、その効果を評価している。(3)

【その他】

・「新しい東北」先導モデル事業【復興庁】 <再掲>

幅広い担い手(企業、大学、NPO等)による先導的な取組を加速するため、モデル事業を選定して支援している。

ー平成25年度は以下のような取組を支援している。

- ・野外での活動制限による肥満傾向と運動能力低下の因果関係を調査しつつ、指導員による改善効果の検証等を実施する取組(1)
- ・室内の運動遊び場を提供し、併せて運動教室や食育教室を開催する取組(1)
- ・子どもに学習活動と遊び活動を組み合わせて提供し、子どもたちの意欲と能力を向上させる取組(1、4)
- ・子どもの居場所づくりやシングルファミリーの孤立防止等の役割を共助的に担う「コミュニティ・サポートセンター」の試行的な運用を行う取組(2、8)
- ・児童も含めた地域住民全体を対象とする「共生型支え合い拠点」の設立を促進するための取組(3)
- ・人材育成と新たな産業の創造やコミュニティの活性化等の相乗効果を生むことを目指し、教育を軸として地域振興を推進する取組(4)

ー「新しい東北」先導モデル事業に関し、平成26年度も引き続き実施する。また、モデル事業の実施状況を踏まえつつ、先導的な取組の横展開に向けた方策について、関係省庁の協力を得ながら検討する。【復興庁】 <再掲>

Ⅲ 医療・介護人材の確保

主要な課題等

①地域の医師不足解消のため、研修医等が地域病院で勤務する意欲を持てるよう、地域病院に勤務しながら先進医療教育を受けられる環境が必要。

②看護職員不足に対する改善策が必要。

③拠点病院・地域病院・診療所間、都市部・地方間を、医師が循環できるように大学病院等がマネジメントすることが必要。

主要な対応する施策／運用面の対応

平成26年度における新たな措置

・地域医療再生基金【厚生労働省】

都道府県が策定する地域医療再生計画、医療の復興計画に基づく事業を支援するため、都道府県に設置している。

－地域の医師や看護師の不足に対しても、県が策定する地域医療再生計画や医療の復興計画等に基づく関連事業を支援している。(①、②)

・被災3県においては、地域医療再生基金を利用し、

(1)各地域に派遣する医師を確保するための寄付講座を設置

(2)地域医療に従事する医師を確保するための修学資金を貸与

(3)被災地の医療機関における県外等からの派遣医師の受入れ支援

等の地域の実情に応じた医師確保にかかる取組を実施。【厚生労働省】(①)

・被災3県においては、地域医療再生基金を利用し、地域の実情に応じた看護職員の確保にかかる取組を実施している。【厚生労働省】(②)

<福島県の例>

・修学資金の貸付、看護職就職フェアや病院見学会、就職支援情報サイト「福島県看護ナビ」の開設、人件費や宿舍確保のための賃貸料の補助などを実施。

・平成25年10月からは、避難している有資格者の帰還と就職促進を図り、

－離職した看護職員が復帰する際の支度金の支給

－地元学生が地元の医療機関に就職するための支援

－都市部から転職する際の給与格差補てん

－現在勤務している職員の処遇改善経費に対する支援

等も実施。

・地域医療支援センター【厚生労働省】

医師のキャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援等するため、その運営に要する費用を補助。各県のセンターでは、地域医療に従事する医師を養成するための条件付き奨学金の支給や医師の無料職業紹介事業、修学資金貸与者の配置調整等地域の状況に応じた事業が実施されている。(①、③)

・各地域医療支援センターにおける取組の成果が共有されるよう、地域医療支援センターに係る情報交換会を開催した。【厚生労働省】(①)

・未来医療研究人材養成拠点形成事業【文部科学省】

東北大学病院及び本事業に参加する地域教育拠点の連携により、大学及び大学病院を通じて高度医療を支える人材の養成及び新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を促進するとともに、地域医療の最後の砦である大学病院の機能を強化する事業を実施している。(③)

・被災者健康支援連絡協議会【厚生労働省】

全国の医療関係団体で構成する枠組みで、医療機関ごとのニーズに合わせた医師等の派遣の調整を実施している(岩手県に延べ188人、宮城県に延べ42人、福島県に延べ255人の医師を派遣<平成26年3月時点>)。(①、②)

- ・一般施策による看護職員の確保支援として、
 - (1)ナースセンター事業により、被災3県の看護職募集を重点的に広報。
 - (2)平成25年10月より、公的職業紹介機関におけるマッチング機能強化のため、ナースセンター・ハローワーク連携モデル事業を福島県を含む全国3県で実施。【厚生労働省】(②)
- ※ナースセンター事業:国・都道府県の指定する中央・都道府県ナースセンターで無料職業紹介などを実施している事業

④介護人材不足に対する改善策が必要。

⑤介護人材の不足に対応し、壮健な高齢者に介護職として活躍してもらうための仕組みづくりを含めた確保策が必要。

・福祉・介護人材確保緊急支援事業【厚生労働省】

福祉・介護人材の確保及び定着を目的とし、福祉・介護人材の参入促進、潜在的有資格者等の再就業促進、福祉人材センターを通じた福祉・介護人材マッチング機能強化等を行う。(④、⑤)

・介護福祉士等修学資金貸付事業【厚生労働省】

福祉・介護人材の確保及び定着を目的とし、介護福祉士等養成施設の入学者に対し、修学資金の貸付を行っている。(④)

・生活支援サービス・介護予防の基盤整備事業(コーディネーターの配置)【厚生労働省】

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う、生活支援コーディネーター(仮称)の配置や協議体の設置等について、介護保険の地域支援事業に位置づけて取り組みを進める。(⑤、⑥)

・生活・介護支援サポーター養成事業【厚生労働省】

高齢者に対して、生活・介護支援サービス等を行うため、一定の福祉・介護に関する知識や技術を持った担い手を養成する「生活・介護支援サポーター養成事業」を実施している。(⑤)

⑥被災地での勤務を希望する介護職員等に対し、採用側が住宅の準備を行えるような支援が必要。

—特に福祉・介護人材の確保が困難となっている福島県相双地域等における支援の強化を図るため、「被災地における福祉・介護人材確保事業」について平成26年度予算で計上。
【厚生労働省】(④、⑥)

・相双地域等医療・福祉復興支援センター【厚生労働省】

福島県相双保健福祉事務所内に設置。現地のニーズ把握や関係機関間の調整を実施している。

—医療・介護人材の不足のうち、特に人材の確保が困難な福島県相双地域における支援を実施している。(①、②、④、⑤)

- ・介護人材不足の解決に向けた検討の場として、福島県とともに県社会福祉協議会等の協力を得て「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。同会議の決定をもとに、厚生労働省から地方公共団体及び関係団体に対し、介護職員等の応援派遣募集に係る協力依頼を実施し、平成26年3月末時点で延べ376人の応援派遣を実施している。【厚生労働省】(④)

【その他】

・「新しい東北」先導モデル事業【復興庁】

幅広い担い手(企業、大学、NPO等)による先導的な取組を加速するため、モデル事業を選定して支援している。

ー平成25年度は以下のような取組を支援している。

- ・高齢者やシングルファミリーの孤立防止、子どもの居場所づくり等の役割を共助的に担う「コミュニティ・サポートセンター」の試行的な運用に、高齢者自身がかかわり、地域を支える取組(④)
- ・高齢者、障害者、児童を含め、地域住民全体を対象とする「共生型支え合い拠点」について、元気な高齢者等にその担い手となることを促す取組(④)

ー「新しい東北」先導モデル事業に関し、平成26年度も引き続き実施する。また、モデル事業の実施状況を踏まえつつ、先導的な取組の横展開に向けた方策について、関係省庁の協力を得ながら検討する。【復興庁】 <再掲>

・東北地域医療情報連携基盤構築事業【総務省】 <再掲>

医療提供体制に大きな被害を負った医療圏において、医療機関等が保有する被災者等の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤の構築を支援している。

ー遠隔医療相談等の実施により、医療偏在等によって専門医や大病院が十分に存在しない被災地域においても、日常的に高度な診察を支援している。

ー震災からの復興等の要請を踏まえつつ、将来の医師需給や地域医療への影響も勘案し、東北地方に1校に限定して、一定の条件を満たす場合に医学部新設について認可を行うことを可能とする。【文部科学省】

IV 恒久住宅の整備と仮設住宅等からの移転に伴う課題への対応

主要な課題等

①仮設住宅のように住居がまとまっていない恒久住宅においての、見守り体制の構築が重要。

②恒久住宅の整備に当たっては、高齢者が生活支援・医療・介護などのサービス提供を受けられるものの検討が必要。

③新たなコミュニティにおいて、住民も担い手になるような地域包括ケアの体制の構築が必要。

④仮設住宅から恒久住宅への移行において、新たなコミュニティづくりが大きな課題であり、公平性にも配慮しつつ、工夫が必要。

主要な対応する施策／運用面の対応

・地域コミュニティ復興支援事業【厚生労働省】＜再掲＞

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、ニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供、見守り等の支援体制の構築等を一体的に実施し、地域コミュニティの復興支援を図っている。

－恒久住宅での見守りや声掛けについては、民生委員、児童委員や社会福祉協議会による見守りに加え、様々な民間事業者等と連携し、きめ細やかに支援している。(①)

・ICT地域のきずな再生・強化事業【総務省】

仮設住宅や全国各地に避難している住民に、地元地域の行政情報、生活情報、復興情報等を正確・迅速に提供し、地域の情報共有を円滑化するための情報通信環境の構築を支援している。

－避難者への行政情報・地域情報等の提供とあわせ、仮設住宅等に住む避難者の健康管理・見守り等のシステム構築への支援が可能である。(①)

・復興支援員【総務省】＜再掲＞

コミュニティの再構築を図るため、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等を行う「復興支援員」を配置する地方公共団体を支援している。

－恒久住宅に移った後の見守りや声掛けについて、被災自治体が「復興支援員」を配置し、当該業務等に従事させることが可能である。(①)

－新たなコミュニティづくりにおいて、被災地方自治体が「復興支援員」を配置し、関連業務に従事させることが可能である。(③、④)

・「復興支援員」制度の普及促進や有効活用のため、取組事例集を総務省のホームページに掲載している。【総務省】＜再掲＞(①、③、④)

・サービス付き高齢者向け住宅整備事業【国土交通省】

サービス付き高齢者向け住宅の整備費について国が民間事業者等を直接支援している。(②)

・公営住宅等基準に基づき、住戸内部及び共用部分について、バリアフリー対応にしなければならない。また、国は、事業主体である地方公共団体に対し、災害公営住宅の整備に係る先進事例について、担当者会議等を通じて、情報提供している。

【国土交通省】(②、③)

・「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」【文部科学省】＜再掲＞

学校・公民館等を活用し、被災した子どもたちの放課後等における学習支援や地域住民の学習・交流活動の促進を図ること等を通じ、被災地の地域コミュニティの再生を支援している。

－新たなコミュニティの構築に当たっては、学校や公民館等を活用して、地域住民の学習・交流活動の促進に貢献している。(④)

・コミュニティ復活交付金【復興庁】<再掲>

長期避難を余儀なくされる福島復興公営住宅の整備を中心とした受入自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施している(福島再生加速化交付金に統合予定)。(4)

・コミュニティ研究会【復興庁】<再掲>

福島における長期避難者の将来的な帰還に向けて、避難者の良好なコミュニティ確保に努めていくため、国、福島県、避難元市町村及び受入市町村が、有識者等の意見を聴取しながら、ハード・ソフト両面にわたって検討を実施している。(4)

・公営住宅の入居に関しては、地方公共団体の判断により、地域を限定した公募等を行うことも可能であり、その活用事例等について地方公共団体に引き続き情報提供を図っていく。【国土交通省】(4)

⑤住宅の整備に当たっては、商業地の移動等に伴う交通の便への影響(特に、交通弱者への移動支援)に配慮することが必要。

・地域公共交通確保維持改善事業【国土交通省】

被災地域における生活交通を支えるため、補助要件の緩和等の特例措置を通じて、バス交通、乗合タクシー等の確保・維持の支援を行っている。(5)

一よりの確に被災地のニーズに対応するため、平成25年度までの措置としていた地域内輸送の特例措置についても、補助上限額を仮設住宅等の箇所数等に応じたものに見直しつつ、平成27年度まで期限を延長。【国土交通省】(5)

【その他】

・「新しい東北」先導モデル事業【復興庁】<再掲>

幅広い担い手(企業、大学、NPO等)による先導的な取組を加速するため、モデル事業を選定して支援している。

一平成25年度は以下のような取組を支援している。

- ・高齢者やシングルファミリーの孤立防止、子どもの居場所づくり等の役割を共助的に担う「コミュニティ・サポートセンター」の試行的な運用を行う取組(1、4)
- ・高齢者等を対象とした農園を設置し、農作業への参加を通じて、孤立防止、生きがい満足度の向上、健康増進を図る取組(1)
- ・24時間対応の多職種連携システム(医療・看護・介護等)の構築に向けた取組(3)
- ・コミュニティ放送を活用し、コミュニティ活動への積極的な参加を促す取組(4)
- ・入居者によるワークショップを通じて、コミュニティのコンセプトや、集会所や多目的スペースの設計を行う取組(4)
- ・民間主導型オンデマンドバスにより、高齢者等の移動困難者の外出・移動を支援する取組(5)

一「新しい東北」先導モデル事業に関し、平成26年度も引き続き実施する。また、モデル事業の実施状況を踏まえつつ、先導的な取組の横展開に向けた方策について、関係省庁の協力を得ながら検討する。【復興庁】<再掲>

・復興街づくりICT基盤整備事業【総務省】

復興に向けた新たな街づくりを行う地域等に、住民生活・地域の活性化に必要なICT基盤を整備する地方公共団体を支援している。

一恒久住宅の整備に当たっても、ICT基盤を整備する地方公共団体を支援している。地域の実情を反映した情報通信環境の整備のため、ネットワークについて、ブロードバンド、中継局、共聴施設整備等、多様なメニューが用意されている。

V 市町村の業務負担に対する支援の強化

主要な課題等

①復興の核となるべき被災市町村の体制について、保健師等の専門職や、豊富な行政経験を持つ国家公務員OBを募集するなど人材確保が急務。

②移転意向、必要な支援の把握など仮設(応急、みなし)への全戸調査や、民間賃貸のみなし仮設に避難する方に対する避難元自治体からの各種情報の提供など、マンパワーが不十分。

③交通も含めたまちづくりの全体性を確保するため、アドバイザーを被災地に集めることができる仕組みが必要。

④施策を効果的に進めるには、市町村職員など受け手に応じた効果的な情報提供が重要。

主要な対応する施策／運用面の対応

平成26年度における新たな措置

・被災自治体への人的支援【総務省】【復興庁】

全国の自治体からの職員派遣、任期付職員等の採用支援、公務員OBや民間実務経験者等の活用により、被災自治体への人的支援を行っている。(①、②)

－人材確保、マンパワー不足解消に関し、さらなる募集方法の工夫、関係団体への協力依頼を行うなど、市町村職員に関し、市町村のニーズを踏まえ、人材を確保するための具体的な方策を検討する。【復興庁】(①、②)

・復興支援員【総務省】<再掲>

コミュニティの再構築を図るため、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等を行う「復興支援員」を配置する地方公共団体を支援している。

－「復興支援員」による復興に伴う地域協力活動を通じて得られた被災者等の情報を活用して、必要な支援につなげることが可能である。(②)

・復興街づくりICT基盤整備事業【総務省】<再掲>

復興に向けた新たな街づくりを行う地域等に、住民生活・地域の活性化に必要なICT基盤を整備する地方公共団体を支援している。

－復興街づくりを進める市町村の被災者への生活支援等、相談対応の業務に必要なシステム面整備の支援を通じて被災市町村の業務負担軽減が可能である。(②)

・復興人材プラットフォーム構築事業【復興庁】

人材派遣に関する情報を集約・共有する場を設けることで、人材派遣が効果的に行える環境を整備するとともに、派遣された人材等の連携を図るためのネットワークを構築する。

－コミュニティの変化に対応する被災者の生活の支援施策等を企画・実行する人材を民間企業等から派遣することを通じて、市町村の業務負担に対する支援が可能である。

－外部アドバイザー派遣について、個別化、多様化する問題に適切に対応し、ニーズに応じた外部の有識者のアドバイスが受けられるよう、具体的な方策について検討する。【復興庁】(③)

・「生活・事業再建ハンドブック」、「被災者に対する各種支援制度」、「復旧・復興支援制度検索サービス」など各種情報提供を実施している。【復興庁】【内閣府】(④)

－市町村職員への効果的な情報提供について、関連事業一覧、担当省庁・部局、要綱、先進・好事例等の関係情報についてのホームページの整備等を関係府省の協力を得つつ、具体的な実施方法を検討する。【復興庁】(④)

－取りまとめられた施策パッケージや各種取組に係る先進・好事例について、県や市町村が業務を進める上で参考となるよう周知を図る。【復興庁】